

国民年金のお知らせ



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3162 📠229-5001

国民年金は、国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入するもので、自営業者、農業者、漁業者、学生、無職の人など(第1号被保険者)は、国民年金保険料を納付する必要があります。納付することで、老後の生活を支える「老齢基礎年金」や、病気や事故で障がいを負った場合の「障害基礎年金」、遺族の生活を支える「遺族基礎年金」などを受け取ることができます。

令和8年度の国民年金保険料

令和8年4月～令和9年3月の国民年金保険料(以下「保険料」)は、月額1万7,920円です。支払い方法は、納付書払いのほか、申し込みにより口座振替やクレジットカード納付ができます。また、納付書を使用したスマートフォンなどのアプリでの電子決済も可能です。忘れずに納付しましょう。なお、前納すると保険料の割引があります。

付加保険料で受給額を上乗せ

国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払うと、老齢年金に加え付加年金として200円×払い込み月数分が上乗せして受給できます。付加保険料の加入は申出月からとなります。

保険料の免除・納付猶予申請

学生、失業、災害、所得が少ないなどで、保険料を納めることが困難な場合には、所得の基準を満たせば申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。なお、産前産後期間は、届け出により所得に関わらず保険料が免除されます。

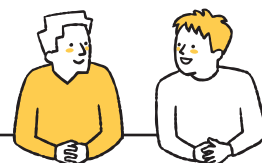


マイナポータルから電子申請を

次の手続きはマイナポータルから電子申請が可能です。24時間365日スマートフォンなどから簡単に申請ができ、処理状況や申請結果も確認できます。電子申請には事前にマイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)にお問い合わせください。

電子申請の対象となる手続き

- 第1号被保険者資格取得・種別変更
- 付加保険料納付申出・納付辞退
- 保険料免除・納付猶予申請
- 学生納付特例申請
- 産前産後期間免除該当届
- 口座振替納付(変更)申出兼還付金振込方法(変更)申出
- 口座振替辞退申出



高齢任意加入制度

60歳までに受給資格期間を満たしておらず、老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額にするか満額に近付けることもできます。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。